

## 高速道路料金不払い運動を助長した田中健議員に対する 辞職勧告決議

田中健議員は、高速道路料金不払い運動を進める「フリーウェイクラブ」の会長らと共謀し、会員に高速道路料金を支払わずに通行させた疑いにより、滋賀県警察本部に昨年11月15日逮捕された。

高速道路料金の不払いは、道路整備特別措置法に違反する行為であり、法令等は、国民が守るべき規範である。まして、多くの有権者から信託を受けた公職にある議員は、日本国憲法を始めすべての法令を遵守すべき立場であることは言うまでもない。

にもかかわらず、違法行為を助長する団体の副会長として、会員に料金の不払いを勧めたことは、議員としてあるまじき行為であり、言語道断である。

6月7日の彦根簡易裁判所の判決では、「有料道路の円滑な料金収受を妨げ、その料金体系や適正な運営を脅かし、道路行政、社会的財源基盤に悪影響を及ぼす犯行である」などとして、検察側の求刑どおり罰金200万円の有罪判決を言い渡された。その際の新聞報道によると、裁判官の説諭の中で、「順法精神のない者に、議員として立法に携わる資格はない」と指弾された。

判決公判後、田中健議員は記者団に対し、判決に納得できないとして、即日控訴し、また、進退について問われると「区民に辞めろと言われるまで辞めるつもりはない」と強気の姿勢を崩さなかったという。

江戸川区議会は昨年12月12日に、田中健議員の行為によって、区民のみならず、広く一般の方々に区議会の品位に疑念を与え、区議会の名誉に大きく傷をつけられてしまったことに対して、「田中健議員に対する問責決議」を議決し、議員辞職を視野に入れた猛省をするよう求めたところであるが、一向に反省が見られなかった。

平然と法律を守らず、警察に逮捕・勾留され、しかも求刑どおりの有罪判決を受ける議員がいること自体、区民に対する大きな背任行為である。

よって、江戸川区議会は総意をもって、田中健議員の辞職を強く求める。

以上、決議する。

平成19年6月26日

江戸川区議会